

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	分担金の徴収		
根拠法令(条例等)	土地改良法(昭和24年号外法律第195号)		
根拠条項	<p>(都道府県営土地改良事業の分担金等)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。</p> <p>3~6 略</p>		
処分基準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○県営土地改良事業負担金徴収条例</p> <p>第2条 町は、法第91条第2項の規定に基づき県営土地改良事業に要する費用の一部負担をするときは、当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者その他土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の11で定める者からその負担金の全部又は一部を徴収する。</p>		
関係法令等	<p>土地改良法第3条、第91条第1項</p> <p>土地改良法施行規則第68条の4の11</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	平成6年10月1日(令和5年9月1日最終変更)		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	市町村営土地改良事業における一時利用地の指定(第53条の第1項準用)		
根拠法令(条例等)	土地改良法(昭和24年号外法第195号)		
根拠条項	<p>(準用規定)</p> <p>第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項及び第7項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、第36条第1項及び第36条の3第1項中「定款」とあり、並びに第61条第3項中「規約」とあるのは「条例」と、第36条第1項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第87条の5第1項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない」と、同条第5項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第1項に規定する者」と、「第1項若しくは第2項」とあるのは「同項」と、第36条の3第1項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第87条の5第1項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第52条第6項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第7項中「第27条、第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第52条の3第2項中「前条第2項に掲げる技術者」とあるのは「第52条第4項に掲げる者」と、「同条第6項」とあるのは「前条第6項」とあるのは「前条第2項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第6項」とあるのは「前条第6項」と、第53条の4第2項中「第5</p>		

2条第4項から第9項まで及び」とあるのは「第52条第5項前段及び第6項から第9項まで並びに」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第57条の2第1項及び第3項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第1項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第58条、第60条、第61条第1項及び第3項並びに第62条第1項中「組合員」とあるのは「第36条第1項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第64条中「第113条の3第2項」とあるのは「第113条の3第3項」と、第87条の4第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2及び第96条の3」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第4項中「第7条第3項」とあるのは「第7条第3項、第5項及び第6項」と、第87条の5第1項中「第15条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、第88条第19項中「第8条第2項」とあるのは「第7条第5項及び第6項、第8条第2項」と、「第87条の4第2項及び第3項」とあるのは「第87条の4第2項」と、「同条第2項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第20項中「第1項、第7項、第12項、第16項又は前項」とあるのは「前項」と、「第6項、第10項、第13項又は前2項」とあるのは「同項」と、「手続(第6項において準用する第48条第6項の場合にあつては、これらの手続のほか、第6項において準用する第8条第2項に規定する手続)」とあるのは「手続」と、第90条第4項中「前2項に掲げる者」とあるのは「第36条第1項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その

	<p>同意を得て」と、同条第7項中「第2項、第4項又は前項」とあるのは「第4項」と、「第87条の4第1項又は第87条の5第1項」とあるのは「第87条の5第1項」と、第93条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(換地)</p> <p>第53条 換地計画においては、換地は、次に掲げる要件のいずれもが満たされるように定めなければならない。ただし、従前の土地について第5条第7項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあつては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用区域内、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあつては当該非農用地区域外の土地であること。</p> <p>(2) 当該換地及び従前の土地について、農林水産省令の定めるところにより、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。</p> <p>(3) 当該換地の地積の、農林水産省令で定めるところにより算定した従前の土地の地積に対する増減の割合が、2割にみたないこと。</p> <p>2～6 略</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>既に換地計画が作成され、当該換地計画について都道府県知事の認可を受けている地区にあつては当該換地計画を考慮して、その他の地区にあつては法で規定する換地計画において定める事項の基準及び関係権利者の合意を基礎に作成された換地設計基準、換地計画原案等を考慮して行うものとする。</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>土地改良法第96条の2第1項、第96条の4、第53条の5第1項</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	<p>換地計画実施要領（昭和49年7月12日49構改B第1232号）</p>
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>平成6年10月1日（令和5年9月1日最終変更）</p>
<p>備 考</p>	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	換地処分前の使用及び収益の停止(第53条の6第1項準用)		
根拠法令(条例等)	土地改良法(昭和24年号外法律第195号)		
根拠条項	<p>(準用規定)</p> <p>第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第十七条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、第36条第1項及び第36条の3第1項中「定款」とあり、並びに第61条第3項中「規約」とあるのは「条例」と、第36条第1項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第5項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第1項に規定する者」と、「第1項若しくは第2項」とあるのは「同項」と、第36条の3第1項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第52条第6項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第7項中「第27条、第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第52条の3第2項中「前条第2項に掲げる技術者」とあるのは「第52条第4項に掲げる者」と、「同条第6項」とあるのは「前条第6項」とあるのは「前条第2項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第6項」とあるのは「前条第6項」と、第53条の4第2項中「第52条第4項から第9項まで及び」とあるのは「第52条第5項前段及び第6項から第9項まで並びに」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第57条の2第1項及び第3項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第</p>		

1項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第58条、第60条、第61条第1項及び第3項並びに第62条第1項中「組合員」とあるのは「第36条第1項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと」、第64条中「第113条の3第2項」とあるのは「第113条の3第3項」と、第87条の4第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2及び第96条の3」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第4項中「第7条第3項」とあるのは「第7条第3項、第5項及び第6項」と、第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第88条第19項中「第8条第2項」とあるのは「第7条第5項及び第6項、第8条第2項」と、「第87条の4第2項及び第3項」とあるのは「第87条の4第2項」と、「同条第2項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第20項中「第1項、第7項、第12項、第16項又は前項」とあるのは「前項」と、「第6項、第10項、第13項又は前2項」とあるのは「同項」と、「手続（第6項において準用する第48条第6項の場合にあつては、これらの手続のほか、第6項において準用する第8条第2項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第90条第4項中「前2項に掲げる者」とあるのは「第36条第1項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第93条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

	<p>2 略</p> <p>(使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>法第53条の2の2第1項の規定により従前の土地の所有者の申出又は同意のあるものにつき、第2項の規定による使用及び収益の停止は、前記の申出又は同意のほか法第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われたものにつき行うものとする。</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>土地改良法第5条第7項、第53条の2の2第1項、第53条の6第1項・第3項、第96条の2第1項、第96条の4</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	<p>換地計画実施要領(昭和49年7月12日49構改B第1232号)</p>
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>平成6年10月1日(令和5年9月1日最終変更)</p>
<p>備 考</p>	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	仮清算金が支払われた土地の使用及び収益の停止(第53条の6第2項準用)		
根拠法令(条例等)	土地改良法(昭和24年号外法律第195号)		
根拠条項	<p>(準用規定)</p> <p>第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第十七条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、第36条第1項及び第36条の3第1項中「定款」とあり、並びに第61条第3項中「規約」とあるのは「条例」と、第36条第1項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第5項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第1項に規定する者」と、「第1項若しくは第2項」とあるのは「同項」と、第36条の3第1項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第52条第6項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第7項中「第27条、第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第52条の3第2項中「前条第2項に掲げる技術者」とあるのは「第52条第4項に掲げる者」と、「同条第6項」とあるのは「前条第6項」とあるのは「前条第2項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第6項」とあるのは「前条第6項」と、第53条の4第2項中「第52条第4項から第9項まで及び」とあるのは「第52条第5項前段及び第6項から第9項まで並びに」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第57条の2第1項及び第3項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第</p>		



1項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第58条、第60条、第61条第1項及び第3項並びに第62条第1項中「組合員」とあるのは「第36条第1項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと」、第64条中「第113条の3第2項」とあるのは「第113条の3第3項」と、第87条の4第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2及び第96条の3」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第4項中「第7条第3項」とあるのは「第7条第3項、第5項及び第6項」と、第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第88条第19項中「第8条第2項」とあるのは「第7条第5項及び第6項、第8条第2項」と、「第87条の4第2項及び第3項」とあるのは「第87条の4第2項」と、「同条第2項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第20項中「第1項、第7項、第12項、第16項又は前項」とあるのは「前項」と、「第6項、第10項、第13項又は前2項」とあるのは「同項」と、「手続（第6項において準用する第48条第6項の場合にあつては、これらの手続のほか、第6項において準用する第8条第2項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第90条第4項中「前2項に掲げる者」とあるのは「第36条第1項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第93条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

	<p>2 略</p> <p>(使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 略</p> <p>2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の2第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p> <p>3 略</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>法第53条の2の2第1項の規定により申出又は同意のほか法第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われたものにつき行うものとする。</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>土地改良法第5条第7項、第53条の2の2第3項、第53条の6第1項から第3項、第96条の2第1項、第96条の4第1項</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	<p>換地計画実施要領(昭和49年7月12日49構改B第1232号)</p>
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>平成6年10月1日(令和5年9月1日最終変更)</p>
<p>備 考</p>	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	市町村営土地改良事業における一時利用地指定の利益相当額の徴収(第53条の8第2項準用)		
根拠法令(条例等)	土地改良法(昭和24年号外法律第195号)		
根拠条項	<p>(準用規定)</p> <p>第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第十七条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、第36条第1項及び第36条の3第1項中「定款」とあり、並びに第61条第3項中「規約」とあるのは「条例」と、第36条第1項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第5項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第1項に規定する者」と、「第1項若しくは第2項」とあるのは「同項」と、第36条の3第1項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第52条第6項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第7項中「第27条、第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第52条の3第2項中「前条第2項に掲げる技術者」とあるのは「第52条第4項に掲げる者」と、「同条第6項」とあるのは「前条第6項」とあるのは「前条第2項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第6項」とあるのは「前条第6項」と、第53条の4第2項中「第52条第4項から第9項まで及び」とあるのは「第52条第5項前段及び第6項から第9項まで並びに」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第57条の2第1項及び第3項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第</p>		

1項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第58条、第60条、第61条第1項及び第3項並びに第62条第1項中「組合員」とあるのは「第36条第1項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと」、第64条中「第113条の3第2項」とあるのは「第113条の3第3項」と、第87条の4第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2及び第96条の3」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第4項中「第7条第3項」とあるのは「第7条第3項、第5項及び第6項」と、第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第88条第19項中「第8条第2項」とあるのは「第7条第5項及び第6項、第8条第2項」と、「第87条の4第2項及び第3項」とあるのは「第87条の4第2項」と、「同条第2項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第20項中「第1項、第7項、第12項、第16項又は前項」とあるのは「前項」と、「第6項、第10項、第13項又は前2項」とあるのは「同項」と、「手続（第6項において準用する第48条第6項の場合にあつては、これらの手続のほか、第6項において準用する第8条第2項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第90条第4項中「前2項に掲げる者」とあるのは「第36条第1項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第93条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

	<p>2 略</p> <p>(一時利用地の指定等に伴う補償等)</p> <p>第53条の8 略</p> <p>2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 略</p>
処 分 基 準	
	未設定（条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため。）
関 係 法 令 等	土地改良法第96条の2第1項、第96条の4、第5条第7項、第53条の5第1項、第53条の8第2項
関 係 文 書 等	換地計画実施要領（昭和49年7月12日49構改B第1232号）
処分基準設定年月日	平成6年10月1日（令和5年9月1日最終変更）
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	市町村営土地改良事業における特別徴収金の徴収		
根拠法令(条例等)	土地改良法(昭和24年号外法律第195号)		
根拠条項	<p>(準用規定)</p> <p>第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、第36条の3第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第十七条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第87条の4第1項、第2項及び第4項、第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、第36条第1項及び第36条の3第1項中「定款」とあり、並びに第61条第3項中「規約」とあるのは「条例」と、第36条第1項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第5項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第1項に規定する者」と、「第1項若しくは第2項」とあるのは「同項」と、第36条の3第1項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第52条第6項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第7項中「第27条、第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、第52条の3第2項中「前条第2項に掲げる技術者」とあるのは「第52条第4項に掲げる者」と、「同条第6項」とあるのは「前条第6項」とあるのは「前条第2項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第6項」とあるのは「前条第6項」と、第53条の4第2項中「第52条第4項から第9項まで及び」とあるのは「第52条第5項前段及び第6項から第9項まで並びに」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第57条の2第1項及び第3項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第</p>		

1項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第58条、第60条、第61条第1項及び第3項並びに第62条第1項中「組合員」とあるのは「第36条第1項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと」、第64条中「第113条の3第2項」とあるのは「第113条の3第3項」と、第87条の4第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2及び第96条の3」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第4項中「第7条第3項」とあるのは「第7条第3項、第5項及び第6項」と、第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第88条第19項中「第8条第2項」とあるのは「第7条第5項及び第6項、第8条第2項」と、「第87条の4第2項及び第3項」とあるのは「第87条の4第2項」と、「同条第2項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第20項中「第1項、第7項、第12項、第16項又は前項」とあるのは「前項」と、「第6項、第10項、第13項又は前2項」とあるのは「同項」と、「手続（第6項において準用する第48条第6項の場合にあつては、これらの手続のほか、第6項において準用する第8条第2項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第90条第4項中「前2項に掲げる者」とあるのは「第36条第1項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第93条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

	<p>2 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第36条の3 土地改良区は、政令で定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第36条第1項又は第2項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 土地改良区は、定款で定めるところにより、第90条の2第2項、第5項若しくは第7項又は第91条の2第2項若しくは第5項において準用する第90条第4項の規定により徴収される金銭に充てるため、その徴収の原因となつた行為をした組合員から、その徴収される金銭のうちその者に係る部分の額を徴収することができる。</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>未設定（条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため。</p> <p>○鳩山町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例</p> <p>第2条の2 法第96条の4において準用する同法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>土地改良法第36条第1項・第2項、第90条第4項 土地改良法施行規則第47条</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	
<p>処分基準設定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	



様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	伐採計画の変更命令		
根拠法令(条例等)	森林法(昭和26年法律第249号)		
根拠条項	<p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p> <p>2～4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	<p>森林法第10条の8第1項 森林法第10条の9第1項</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	<p>年 月 日</p>		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	8	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	伐採計画の遵守命令		
根拠法令(条例等)	森林法(昭和26年法律第249号)		
根拠条項	(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) 第10条の9 略 2 略 3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 4 略		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	森林法第10条の8第1項 森林法第10条の9第1項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	9	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	伐採の中止又は伐採後の造林命令		
根拠法令(条例等)	森林法(昭和26年法律第249号)		
根拠条項	<p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p>		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	<p>森林法第10条の8第1項</p> <p>森林法第10条の9第4項</p>		

関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	10	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	施業実施協定の認可の取り消し		
根拠法令(条例等)	森林法(昭和26年法律第249号)		
根拠条項	<p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)</p> <p>(施業実施協定の認可の取消し)</p> <p>第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。</p>		
関係法令等	森林法第10条の11の8第1項		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	11	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	森林法(昭和26年法律第249号)		
根拠条項	<p>(認定の取消し)</p> <p>第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。</p> <p>(2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>(3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p>		
処分基準	未設定(過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)		
関係法令等	森林法第11条第5項、第12条第1項、第14条、第15条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	12	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	協定の認可の取消し		
根拠法令(条例等)	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)		
根拠条項	<p>(協定の認可の取消し)</p> <p>第18条の11 市町村長は、第18条の2第10項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため。)</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
関係法令等	農業振興地域の整備に関する法律第18条の5第1項、第18条の11第1項		
関係文書等	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日12構改C第261号)		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	13	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	農業経営改善計画の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)		
根拠条項	<p>(農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(第14条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>1 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>2 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行規則 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>2 その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜</p>		



の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。

3 その農業経営改善計画に、法第12条第3項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。))の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。)の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。)を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

2 法第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

関係法令等	農業経営基盤強化促進法第12条第4項 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	14	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	青年等就農計画の取消し		
根拠法令(条例等)	農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)		
根拠条項	<p>(青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 略</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3・4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行規則 (青年等就農計画の認定基準)</p> <p>第15条の5 法第14条の4第3項第2号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>2 法第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、法第14条の4第2項第4号に掲げる事項が同項第2号の目標を達成するために適切なものであること。</p>		
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第14条の4第2項・第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の5		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	15	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	農用地利用規程の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)		
根拠条項	<p>(農用地利用規程の変更等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行令</p> <p>(農用地利用規程の認定の取消しの事由)</p> <p>第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>1 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。</p> <p>2 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。)</p>		
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第23条第3項・第6項 農業経営基盤強化促進法施行令第13条		
関係文書等			

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

不利益処分の処分基準

整理番号	16	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年号外法律第47号)		
根拠条項	<p>(森林経営計画の変更の特例)</p> <p>第9条 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村の長は、認定森林所有者等が第1項の規定による森林経営計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を取り消すことができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○森林法</p> <p>(森林経営計画)</p> <p>第11条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、5年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>1 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>2 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び</p>		

森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

- 3 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
- 4 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
- 5 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。
- 6 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。
- 7 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
- 8 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

関係法令等	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第1項 森林法第11条第1項・第5項
関係文書等	—
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	17	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年号外法律第78号)		
根拠条項	<p>(事業計画の変更等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	未設定(事案ごとの裁量が大きくあらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
関係法令等	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項、第8条第3項</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第8条</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	18	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	協定の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)		
根拠条項	<p>(協定の公表等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村長は、次に掲げる場合には、法第18条の12第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 協定の内容が法第18条の12第3項各号に掲げる要件に該当しないもの又は同条第4項において準用する法第18条の3の規定に違反するものと認められるに至った場合</p> <p>(2) 協定の目的となる施設の維持運営が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合</p>		
処分基準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため)</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>第18条の12 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>(2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>(3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p> <p>4 第18条の2第6項及び第18条の3の規定は、協定について準用する。</p> <p>第18条の3 協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令(条例を含む。)並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。</p>		



2 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

関係法令等	農業振興地域の整備に関する法律第18条の3、第18条の12第2項から第4項
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	19	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	経営管理権集積計画の取消し		
根拠法令(条例等)	森林経営管理法(平成30年号外法律第35号)		
根拠条項	<p>(経営管理権集積計画の取消し)</p> <p>第8条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>(2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合</p> <p>(3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため)		
関係法令等	森林経営管理法第4条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	20	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	経営管理実施権配分計画の取消し		
根拠法令(条例等)	森林経営管理法(平成30年号外法律第35号)		
根拠条項	<p>(経営管理実施権配分計画の取消し)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>(2) 第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合</p> <p>(3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合</p> <p>(4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合</p> <p>(5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合</p> <p>(6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため)		
関係法令等	森林経営管理法第29条、第40条、第36条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

不利益処分の処分基準

整理番号	21	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	災害等防止措置命令		
根拠法令(条例等)	森林経営管理法(平成30年号外法律第35号)		
根拠条項	<p>(災害等防止措置命令)</p> <p>第42条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第10条の9第3項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第17条第3項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○森林経営管理法施行規則 (災害等防止措置の命令書)</p> <p>第37条 法第42条第2項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 講ずべき災害等防止措置の内容</p> <p>(2) 命令の年月日及び履行期限</p> <p>(3) 命令を行う理由</p> <p>(4) 法第43条第1項各号に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨</p>		

関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	—
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	—

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	22	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	事業計画の認定の取消し		
根拠法令(条例等)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年号外法律第68号)		
根拠条項	<p>(認定の取消し等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第4条第1項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第4条第1項又は前条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。</p> <p>(3) 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため)		
関係法令等	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第1項		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		